

平成25年度 第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成25年度 第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

1. 開催日 平成25年8月6日(火)
2. 時間 午前9時00分から11時5分まで
3. 場所 小金井市役所第二庁舎801会議室
4. 案件 平成25年度 保全緑地の指定(案)について
5. 出席者 (1) 審議会委員(9名)

副会長 岩村 沢也

委員 柳澤 智晴

高橋 賢一

鶴切 博義

片岡 康子

柏原 君枝

平井 安代

上原 佐世子

小山 茂

(2) 説明員

環境部長 中谷 行男

環境政策課長 石原 弘一

緑と公園係長 森 純也

(3) 事務局員

緑と公園係 高橋 俊彦

〃 根岸 雄一

〃 目黒 敏夫

平成25年度 第1回小金井市緑地保全対策審議会

環境政策課長 定刻になりましたので、案件も、保存樹木などの本数、多くあります。できるところは、会長、副会長いらっしゃるんですけども、できるところは、事務局からの説明については、今いらっしゃる委員さんでさせていただきますだけだと思いますので、よろしく願いいたします。

会長は、本日どうしても、という急用で。副会長は今、だいぶ近いところまで、来られてはいるんですけども、何時到着かというところは、まだ確定しないので、始められるところは、始めさせていただければと思います。

今日、会長欠席で、副会長は今、向かわれてるところですので、事務局からの報告だけさせていただいてるところでございます。4月1日付で環境政策課内に人事異動がございましたので、職員のほうの紹介をさせていただきたいと思います。まず、環境部長の中谷でございます。

環境部長 はい。皆さん、初めまして、こんにちは。おはようございます。4月1日付をもちまして、環境部長を拝命いたしました中谷と申します。真ん中の中に谷と書きます。環境の分野は初めてになります。こういった保存樹木の関係を含めた、保全緑地の関係ですね、それから環境、いろんな多方面にわたってございまして、なかなか勉強することも多ございますが、不慣れなこともあります。こういった会議を通じてですね、一生懸命勉強させていただきたいなというふうに思っていますので、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

環境政策課長 続きまして、緑と公園係長の森でございます。

緑と公園係長 森と申します。よろしく願いいたします。

環境政策課長 環境政策課の、緑関係の人事異動のほうは、以上でございます。それでは、諮問書の読み上げのほうは、市長に代わりまして、環境部長のほうからお願いします。

環境部長

あらためまして、小金井市では、小金井しあわせプラン第4次基本構想・前期に掲げる小金井市の将来像として、「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」とうたわれていますように、緑化の推進は、本市の最重要施策として位置づけられております。緑化保全対策審議会は、緑地保全の指定又は解除に関すること及び緑地の保全等に関する重要な事項を審議する、小金井市にとりまして、大変重要な審議会でありますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本日、皆様には、保全緑地の指定案についてご審議をいただき、皆様のご意見を頂戴いただければと思っております。申し訳ございませんが、公務の都合上、諮問をさせていただきますして、退席という形になります。どうぞよろしくお願いいたします。本日、議会で、建設環境委員会が入ってございまして、事前に協議会ということで、またその前に会議が入っている都合上もございまして、大変イレギュラーで、今、最初にご指摘ありました会長、副会長、不在でございますけれども、委員の皆様には、諮問書を読み上げさせていただきますして、諮問ということで、代えさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

会長のほうに向かって、読み上げさせていただきます。

副会長、お見えになりました。

副会長

おはようございます。

環境部長

すいません。本日、会長が私事都合で、本日欠席ということで、今、事務局のほうで、ごあいさつさせていただきますして、今、諮問のほうの手続きということで、事務方で、進めさせていただいているところでございます。あらためまして、諮問書を読み上げさせていただきます。

平成25年8月6日

小金井市緑地保全対策審議会会長真山茂樹様

小金井市長稲葉孝彦

平成25年度保全緑地の指定案について諮問

小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条第2項の規定に基づき、平成25年度に指定申請のあった保全緑地の指定並びに平成24年度中に指定解

除申請のあった保全緑地について、貴審議会の意見を求めます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

副会長 それでは、平成 25 年度の保全緑地の指定ということで、今日は皆様からご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、すいません。事務局のほうから、説明をいただく形ですよ。それでは、よろしく願いします。

事務局 では、私のほうから、保全緑地の概要について、説明させていただきます。説明に先立ちまして、本日、保全緑地の調査のほうをご担当いただきました、小金井園の方に、パワーポイントの操作等のお手伝いをいただきますので、よろしく願いいたします。

緑地の保全につきましては、大きく分けて、公共緑地、それから環境緑地、保存樹木、保存生け垣という、緑地保全の指定の種別がございます。これらの指定の期間は、いずれも 5 年間となっておりますので、今回諮問させていただいてるものは、5 年前に申請していただいて、申請時期が切れ、再度継続して 5 年間申請していただいたもの、及び新たに申請のあったもの、それから年度途中などで、やむを得ない理由により、保全緑地の維持が困難となって解除の申請をされたものについて、今回諮問させていただくところでございます。5 年間の指定の期間がございますので、毎年度一回の緑地保全対策審議会の中では、必ずこういった、公共緑地、環境緑地、保存樹木、保存生け垣の諮問という案件が出てまいります。

本年度平成 25 年度中に指定の諮問をさせていただくのは、今回の諮問で、今年度のすべての諮問をさせていただくという予定になってございます。各保存すべき緑地の種類の概要のほうの申し述べさせていただきます。すでにご存じのことかと思いますが、小金井市緑地保全及び緑化推進条例において、所有者からの申請に基づき保全を図る緑地として、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の指定をすることができると記載されていまして、種類別に簡単にご説明いたします。

環境緑地は、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団で、概ね 500 平米以上の面積の土地となっております。公共緑地は、公共のように供されることが確約される土地で、概ね 500 平米以上の面積の土地となっております。保存樹木は、指定基準が高さ 10 メートル以上、地上 1.5 メートルの高さの幹周りが 1.5 メートル以上の、いずれかに該当する樹木となっております。保存生け垣は、道路に面した高さ 1 メートル以上、長さ 10 メートル

以上の生け垣で、隣接する2件を合わせたものも指定可能、というものでございます。以上、4種類の保全緑地について、毎年4月中に指定申請を受け付け、委託により現地調査をしております。

なお、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則における保存樹木の指定基準は、地上1.5メートルの高さにおける幹周りが1.5メートル以上、または高さが10メートル以上であること、となっていましたが、昨年度の指定の答申の中で、市民の方々が積極的に緑地保全の指定を受けようという姿勢や、今後、希少価値等があり、保護が必要であると認められる樹木等も考えられることから、同施行規則の改正を検討し、柔軟な運用ができるようにすることを提言いただきました。その結果、同施行規則が改正され、市長が特に必要と認めたものについては、保全緑地として指定することができることとなったことをご報告いたします。なお、答申では、保存樹木について提言いただいておりますが、検討した結果、樹木に限定せず、環境緑地、公共緑地、保存生け垣についても、市長が特に必要と認めたものについては、保全緑地として指定できるようになりました。あらかじめ配付しました指定案の資料をご覧ください。平成25年度分の申請分について、調査したものをまとめてございます。

副会長 すいません。これは前もって送られてきたのと、それから今日のと、、、

事務局 今日置かせていただいているのは、同じ内容のものでございます。

副会長 そうですか。はい。

事務局 ページをめくっていただきまして、1ページ目ですが、平成25年度保全緑地指定案の概要をまとめております。環境緑地の指定は、更新3件、公共緑地の指定は、更新1件でございます。保存樹木ですが、25年度の保存樹木の指定は45件、359本でございます。主に平成20年度に指定したものの更新でございます。保存生け垣の指定は87件で、内訳は更新77件、新規が10件となっております、全長は2,292メートルでございます。奨励金上限額が1万5,000円のため、1件につき最大50メートルまでが、奨励金対象援助となっております。いずれも指定期間については5年間ですので、平成25年度から平成30年3月31日までの指定期間となります。この後、緑地保全の調査内容については、別途ご説明をいたします。

次にページをめくっていただいて、27ページをご覧ください。平成24年度の「保全緑地指定解除及び権利譲渡届出一覧表」をご覧ください。指

定解除については、保存樹木が 3 件、保存生け垣が 5 件。その理由としては資料にあるとおり、枯れてしまったものや、土地の売買によるもの、高齢により維持管理が困難というもので、解除の申請があったものでございます。また、権利譲渡が全部で 13 件ございます。いったんページを戻っていただくのですが、26 ページ。保全緑地の調査結果を町別に表したもの。あと、また戻っていただきまして、28 ページには、現時点の保全緑地の総括表を載せてございます。

以上の内容の諮問案件についてご審議いただき、市長への答申を賜りたいので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は事前に送付させていただいた指定案のほかに、昨年度行った保全緑地に関するアンケート調査、平成 24 年度第 2 回緑会審の議事録、保全緑地の位置図、市民による公園清掃等に関する予算の資料をご用意させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。今年度の指定案については、5 年に一度の、件数が非常に多くなっている年に当たっています。保存樹木については例年の 10 倍ほどの本数、保存生け垣については例年の 5 倍ほどの件数となっておりますので、説明の時間の短縮のため、見ていただく写真については遠景のみ、説明については所有者を割愛させていただきたいと思っております。ご了承ください。あと、パワーポイントもデータ容量の関係で、6 ファイルに分割して進めさせていただきますので、どうかご了承ください。

では、環境緑地から、順にご説明させていただきたいと思っておりますが、会長、皆様、よろしいでしょうか。それでは、パワーポイントのほうを見ていただきながら、私のほうで説明を進めていきたいと思っております。

平成 25 年度の保存樹木です。

No.1 番。住所、梶野町 1 丁目 5-35。

1-1 ケヤキ、幹周り 294 センチ、高さ 18 メートル。

1-2 カキ、幹周り 161 センチ、高さ 7 メートル。

No.2、こちらは所在地が梶野町 1-5-35。

2-1 ケヤキ、幹周り 325 センチ、高さ 28 メートル。

2-2 ケヤキ、幹周り 238 センチ、高さ 17 メートル。

2-3 カヤ、幹周り 140 センチ、高さ 12 メートル。

2-4 サワラ、幹周り 120 センチ、高さ 15 メートル。

2-5 サワラ、幹周り 153 センチ、高さ 15 メートル。

2-6 サワラ、幹周り 133 センチ、高さ 15 メートル。

No.3. 住所は梶野町 3 丁目 2-7 です。

3-1 ソメイヨシノ、幹周り 373 センチ、高さが 14 メートル。

No.4. こちらの住所が梶野町 3 丁目 12-29 番。

4-1 シラカシ、幹周りが 218 センチ、高さが 20 メートル。

4-2 ケヤキ、幹周り 239 センチ、高さ 24 メートル。

4-3 ケヤキ、幹周り 285 センチ、高さが 28 メートル。

4-4 ムクノキ、幹周り 174 センチ、高さ 25 メートル。

4-5 ムクノキ、幹周り 160 センチ、高さ 23 メートル。

4-6 ケヤキ、幹周り 126 センチ、高さ 17 メートル。

4-7 ヒヨクヒバ、幹周り 210 センチ、高さ 9 メートル。

4-8 ケヤキ、幹周り 237 センチ、高さメートル。22 メートル。

4-9 ケヤキ、幹周り 241 センチ、高さ 20 メートル。

4-10 シラカシ、幹周り 189 センチ、高さ 18 メートル。

4-11 カキ、幹周り 144 センチ、高さ 8 メートル。

4-12 ケヤキ、幹周り 198 センチ、高さ 22 メートル。

4-13 シラカシ、幹周り 199 センチ、高さ 16 メートル。

4-14 シラカシ、幹周り 130 センチ、高さ 13 メートル。

4-15 ムクノキ、幹周り 128 センチ、高さ 14 メートル。

4-16 ケヤキ、幹周り 134 センチ、高さ 22 メートル。

No.5. こちらの住所は梶野町 4 丁目 15-30 です。

5-1 シラカシ、162 センチ、高さ 13 メートル。

5-2 シラカシ、幹周り 142 センチ、高さ 13 メートル。

5-3 シラカシ、幹周り 153 センチ、高さ 13 メートル。

5-4 シラカシ、幹周り 116 センチ、高さ 10 メートル。

5-5 シラカシ、幹周り 153 センチ、高さ 10 メートル。

No.6. こちらの住所が梶野町 5 丁目 4-24 です。

ソメイヨシノ、幹周り 250 センチ、高さ 10 メートル。

No.7. こちらは、関野町 1 丁目 1-11 番です。

7-6 アラカシ、幹周り 118 センチ、高さ 10 メートル。

7-7 アラカシ、幹周り 146 センチ、高さ 10 メートル。

7-8 ケヤキ、幹周り 194 センチ、高さ 12 メートル。

7-10 フェニックス、幹周り 173 センチ、高さ 4 メートル。

No.8. こちらの住所は関野町 1 丁目 2-3 です。

8-1 ケヤキ、幹周り 158 センチ、高さ 6 メートル。

8-2 ケヤキ、幹周り 111 センチ、高さ 4 メートル。

8-3 シラカシ、幹周り 129 センチ、高さ 10 メートル。

8-4 シラカシ、幹周り 84 センチ、高さ 8 メートル。

8-5 ケヤキ、幹周り 188 センチ、高さ 13 メートル。

8-6 シラカシ、幹周り 98 センチ、高さ 8 メートル。

8-7 シラカシ、幹周り 98 センチ、高さ 8 メートル。

8-8 シラカシ、幹周り 111 センチ、高さ 8 メートル。

No.9. こちらが関野町 2 丁目 7-5 になります。

9-1 ケヤキ、幹周り 271 センチ、高さ 16 メートル。

No.10. こちらの住所が緑町 4 丁目 2-32 になります。

ケヤキ、幹周り 335 センチ、高さ 20 メートル。

No.11. こちらの住所が緑町 4 丁目 16-13 です。

11-1 ケヤキ、幹周り 185 センチ、高さ 20 メートル。

11-2 ケヤキ、幹周り 170 センチ、高さ 20 メートル。

No.12. こちらの住所は緑町 5 丁目 6-22 です。

12-1 シラカシ、幹周り 166 センチ、高さ 6 メートル。

12-2 モミ、幹周り 104 センチ、高さ 8 メートル。

No.13. こちらが中町 1 丁目 7-28 です。

13-1 ケヤキ、幹周り 184 センチ、高さ 20 メートル。

13-2 ケヤキ、幹周り 198 センチ、高さ 20 メートル。

No.14. 住所が中町 1 丁目 8-13。

14-1 ケヤキ、幹周り 189 センチ、高さ 14 メートル。

14-2 ソメイヨシノ、幹周り 199 センチ、高さ 10 メートル。

14-3 シラカシ、幹周り 169 センチ、高さ 7 メートル。

No.15。こちらの住所が中町1丁目9-30です。
ケヤキ、幹周り294センチ、高さ28メートル。

No.16。住所が中町1丁目9-30です。
タイサンボク、幹周り219センチ、高さ6メートル。

No.17。住所が中町1丁目11-5。全部で19本です。
17-1 ケヤキ、幹周り325センチ、高さ28メートル。
17-2 ケヤキ、幹周り315センチ、高さ25メートル。
17-3 ケヤキ、幹周り230センチ、高さ21メートル。
17-4 ケヤキ、幹周り317センチ、高さ25メートル。
17-5 シラカシ、幹周り265センチ、高さ21メートル。
17-6 シラカシ、幹周り135センチ、高さ16メートル。
17-7 ケヤキ、幹周り215センチ、高さ25メートル。
17-8 シラカシ、幹周り201センチ、高さ26メートル。
17-9 シラカシ、幹周り242センチ、高さ26メートル。
17-10 シラカシ、幹周り102センチ、高さ7メートル。
17-11 シラカシ、幹周り215センチ、高さ25メートル。
17-2 ケヤキ、幹周り272センチ、高さ25メートル。
17-13 ケヤキ、幹周り131センチ、高さ24メートル。
17-14 イヌシデ、幹周り160センチ、高さ20メートル。
17-15 ケヤキ、幹周り124センチ、高さ20メートル。
17-16 シラカシ、幹周り162センチ、高さ18メートル。
17-17 シラカシ、幹周り154センチ、高さ18メートル。
17-18 シラカシ、幹周り160センチ、高さ17メートル。
17-19 ケヤキ、幹周り268センチ、高さ25メートル。

No.18。住所が中町1丁目13-13です。全部で3本です。
18-1 幹周り167センチ、高さ18メートル。
18-2 クヌギ、幹周り227センチ、高さ19メートル。
18-3 コナラ、幹周り198センチ、高さ20メートル。

No.19。住所が中町4丁目6-10です。全部で13本です。
19-1 ケヤキ、幹周り267センチ、高さ19メートル。
19-2 サワラ、幹周り164センチ、高さ16メートル。
19-3 サワラ、幹周り120センチ、高さ15メートル。

19-4 イロハモミジ、幹周り 118 センチ、高さ 10 メートル。
19-6 イチョウ、幹周り 184 センチ、高さ 9 メートル。
19-7 ケヤキ、幹周り 297 センチ、高さ 19 メートル。
19-8 アカマツ、幹周り 113 センチ、高さ 8 メートル。
19-9 イチョウ、幹周り 223 センチ、高さ 12 メートル。
19-10 タイサンボク、幹周り 125 センチ、高さ 6 メートル。
19-11 キンモクセイ、幹周り 147 センチ、高さ 7 メートル。
19-14 カキ、幹周り 148 センチ、高さ 7 メートル。
19-16 タギョウショウ、幹周り 223 センチ、高さ 5 メートル。
19-18 アカマツ、幹周り 163 センチ、高さ 13 メートル。

20 番。こちらの住所が中町 4 丁目 10-22 です。

20-1 ソメイヨシノ、幹周り 250 センチ、高さ 10 メートル。

21 番。住所、中町 4 丁目 13-25。こちらが全部で 10 本です。

21-1 クスノキ、幹周り 208 センチ、高さ 18 メートル。

21-2 ケヤキ、幹周り 303 センチ、高さ 20 メートル。

21-3 ケヤキ、幹周り 268 センチ、高さ 23 メートル。

21-4 シラカシ、幹周り 193 センチ、高さ 18 メートル。

21-5 シラカシ、幹周り 213 センチ、高さ 18 メートル。

21-6 ムクノキ、幹周り 233 センチ、高さ 16 メートル。

21-7 ムクノキ、幹周り 205 センチ、高さ 16 メートル。

21-8 ケヤキ、幹周り 192 センチ、高さ 16 メートル。

21-9 アラカシ、幹周り 362 センチ、高さ 15 メートル。

21-10 サワラ、幹周り 145 センチ、高さ 13 メートル。

No.22。こちらは、所在地が中町 4 丁目 16-5。

イチョウ、幹周り 122 センチ、高さ 7 メートル。

No.23。住所が中町 4 丁目 17-16 です。

メタセコイヤ、幹周り 362 センチ、高さ 28 メートル。

No.24。こちら、前原町 2 丁目 14-11 です。

24-1 イチョウ、幹周り 245 センチ、高さ 15 メートル。

No.26。前原町 3 丁目 20-10 です。

メタセコイヤ、幹周り 205 センチ、高さ 13 メートル。

No.28。前原町 3 丁目 40-13。こちらは全部で 39 本あります。

28-1 ケヤキ、幹周り 272 センチ、高さ 25 メートル。

28-2 ケヤキ、幹周り 247 センチ、高さ 25 メートル。

28-3 ケヤキ、幹周り 222 センチ、高さ 14 メートル。

28-4 シラカシ、幹周り 109 センチ、高さ 15 メートル。

28-5 ケヤキ、幹周り 247 センチ、高さ 25 メートル。

28-6 ケヤキ、幹周り 234 センチ、高さ 25 メートル。

28-7 ケヤキ、幹周り 174 センチ、高さ 25 メートル。

28-8 ケヤキ、幹周り 251 センチ、高さ 25 メートル。

28-9 ケヤキ、幹周り 185 センチ、高さ 25 メートル。

28-10 スギ、幹周り 131 センチ、高さ 20 メートル。

28-11 イチョウ、幹周り 218 センチ、高さ 25 メートル。

28-12 シラカシ、幹周り 236 センチ、高さ 25 メートル。

28-13 ケヤキ、幹周り 163 センチ、高さ 23 メートル。

28-14 ケヤキ、幹周り 191 センチ、高さ 20 メートル。

28-15 アラカシ、幹周り 158 センチ、高さ 24 メートル。

28-16 ケヤキ、幹周り 260 センチ、高さ 25 メートル。

28-17 イチョウ、幹周り 180 センチ、高さ 20 メートル。

28-18 カヤ、幹周り 155 センチ、高さ 18 メートル。

28-19 ケヤキ、幹周り 179 センチ、高さ 25 メートル。

28-20 ケヤキ、幹周り 238 センチ、高さ 25 メートル。

28-21 ケヤキ、幹周り 190 センチ、高さ 20 メートル。

28-22 スギ、幹周り 121 センチ、高さ 17 メートル。

28-23 スギ、幹周り 178 センチ、高さ 17 メートル。

28-24 サワラ、幹周り 137 センチ、高さ 20 メートル。

28-26 トウカエデ、幹周り 226 センチ、高さ 15 メートル。

28-27 モチノキ、幹周り 270 センチ、高さ 9 メートル。

28-28 シラカシ、幹周り 239 センチ、高さ 20 メートル。

28-29 タイサンボク、幹周り 215 センチ、高さ 9 メートル。

28-30 イタヤカエデ、幹周り 156 センチ、高さ 9 メートル。

28-31 シラカシ、幹周り 188 センチ、高さ 12 メートル。

28-32 シラカシ、幹周り 211 センチ、高さ 9 メートル。

28-33 シラカシ、幹周り 177 センチ、高さ 7 メートル。

28-34 イチョウ、幹周り 164 センチ、高さ 20 メートル。

28-35 イチョウ、幹周り 182 センチ、高さ 16 メートル。
28-36 イチョウ、幹周り 142 センチ、高さ 18 メートル。
28-37 イチョウ、幹周り 219 センチ、高さ 22 メートル。
28-38 ケヤキ、幹周り 228 センチ、高さ 20 メートル。
28-39 ケヤキ、幹周り 128 センチ、高さ 17 メートル。
28-40 ケヤキ、幹周り 146 センチ、高さ 17 メートル。

No.29。住所が前原町 4 丁目 22-10。全部で 16 本です。

29-1 アラカシ、幹周り 144 センチ、高さ 14 メートル。
29-2 アラカシ、幹周り 132 センチ、高さ 14 メートル。
29-3 アラカシ、幹周り 166 センチ、高さ 14 メートル。
29-4 アラカシ、幹周り 138 センチ、高さ 14 メートル。
29-5 アラカシ、幹周り 123 センチ、高さ 14 メートル。
29-6 アラカシ、幹周り 147 センチ、高さ 13 メートル。
29-7 アラカシ、幹周り 130 センチ、高さ 13 メートル。
29-8 アラカシ、幹周り 175 センチ、高さ 15 メートル。
29-9 アラカシ、幹周り 128 センチ、高さ 10 メートル。
29-10 アラカシ、幹周り 138 センチ、高さ 11 メートル。
29-11 ケヤキ、幹周り 208 センチ、高さ 23 メートル。
29-12 アラカシ、幹周り 148 センチ、高さ 7 メートル。
29-13 ケヤキ、幹周り 160 センチ、高さ 20 メートル。
29-14 アラカシ、幹周り 183 センチ、高さ 10 メートル。
29-15 アラカシ、幹周り 160 センチ、高さ 8 メートル。
29-16 ソメイヨシノ、幹周り 237 センチ、高さ 11 メートル。

No.30。住所が本町 4 丁目 3-20 です。全部で 4 本です。

30-1 ケヤキ、幹周り 197 センチ、高さ 20 メートル。
30-2 シラカシ、幹周り 270 センチ、高さ 22 メートル。
30-3 シラカシ、幹周り 168 センチ、高さ 20 メートル。
30-4 シラカシ、幹周り 236 センチ、高さ 21 メートル。

31 番。住所が本町 4 丁目 18-19 です。

ヤマザクラ、幹周り 277 センチ、高さ 9 メートル。

No.32。住所が本町 5 丁目 20-12 です。

イチョウ、幹周り 127 センチ、高さ 7 メートル。

No.33。住所が本町 5 丁目 24-25。全部で 3 本です。

33-1 ソメイヨシノ、幹周り 124 センチ、高さ 8 メートル。

33-2 ソメイヨシノ、幹周り 138 センチ、高さ 8 メートル。

33-3 アカマツ、幹周り 115 センチ、高さ 7 メートル。

No.34。住所が本町 5 丁目 38-6 です。全部で 4 本です。

34-1 ムクロジ、幹周り 232 センチ、高さ 10 メートル。

34-2 ケヤキ、幹周り 178 センチ、高さ 7 メートル。

34-5 シラカシ、幹周り 157 センチ、高さ 7 メートル。

34-6 シラカシ、幹周り 143 センチ、高さ 7 メートル。

No.35。住所が桜町 1 丁目 14-17。全部で 3 本です。

35-1 ヤマザクラ、幹周り 191 センチ、高さ 7 メートル。

35-2 イチョウ、幹周り 135 センチ、高さ 8 メートル。

35-3 イチョウ、幹周り 130 センチ、高さ 8 メートル。

次が No.36 ですが、住所が桜町 2 丁目 1-43。

こちら、聖霊修道院さんなんですけれども、全部で 106 本ございます。

36-1 シラカシ、幹周り 227 センチ、高さ 23 メートル。

36-2 スダジイ、幹周り 174 センチ、高さ 16 メートル。

36-3 スダジイ、幹周り 258 センチ、高さ 13 メートル。

36-4 アカマツ、幹周り 134 センチ、高さ 16 メートル。

36-5 アカマツ、幹周り 167 センチ、高さ 13 メートル。

36-6 ケヤキ、幹周り 167 センチ、高さ 18 メートル。

36-7 サワラ、幹周り 124 センチ、高さ 17 メートル。

36-8 ケヤキ、幹周り 203 センチ、高さ 20 メートル。

36-9 ケヤキ、幹周り 236 センチ、高さ 20 メートル。

36-10 ヤマザクラ、幹周り 125 センチ、高さ 15 メートル。

36-11 ケヤキ、幹周り 132 センチ、高さ 21 メートル。

36-12 イヌシデ、幹周り 160 センチ、高さ 21 メートル。

36-13 スダジイ、幹周り 142 センチ、高さ 18 メートル。

36-14 ヤマザクラ、幹周り 160 センチ、高さ 15 メートル。

36-16 スダジイ、幹周り 122 センチ、高さ 10 メートル。

36-17 スダジイ、幹周り 158 センチ、高さ 18 メートル。

36-18 シラカシ、幹周り 226 センチ、高さ 25 メートル。

- 36-19 スダジイ、幹周り 113 センチ、高さ 12 メートル。
36-20 ヒマラヤスギ、幹周り 234 センチ、高さ 23 メートル。
36-21 ヤマザクラ、幹周り 148 センチ、高さ 14 メートル。
36-22 ヤマザクラ、幹周り 161 センチ、高さ 16 メートル。
36-23 ヤマザクラ、幹周り 139 センチ、高さ 15 メートル。
36-24 ケヤキ、幹周り 232 センチ、高さ 24 メートル。
36-25 ケヤキ、幹周り 125 センチ、高さ 20 メートル。
36-26 ケヤキ、幹周り 84 センチ、高さ 15 メートル。
36-28 ケヤキ、幹周り 122 センチ、高さ 20 メートル。
36-29 ケヤキ、幹周り 183 センチ、高さ 22 メートル。
36-30 ケヤキ、幹周り 187 センチ、高さ 22 メートル。
36-31 シラカシ、幹周り 207 センチ、高さ 25 メートル。
36-32 サワラ、幹周り 100 センチ、高さ 13 メートル。
36-33 アカマツ、幹周り 109 センチ、高さ 15 メートル。
36-34 サワラ、幹周り 110 センチ、高さ 16 メートル。
36-35 ヤマザクラ、幹周り 175 センチ、高さ 18 メートル。
36-38 サワラ、幹周り 148 センチ、高さ 17 メートル。
36-39 サワラ、幹周り 125 センチ、高さ 17 メートル。
36-40 コナラ、幹周り 157 センチ、高さ 18 メートル。
36-41 サワラ、幹周り 192 センチ、高さ 21 メートル。
36-42 イヌシデ、幹周り 150 センチ、高さ 18 メートル。
36-43 ムクノキ、幹周り 127 センチ、高さ 20 メートル。
36-44 イロハモミジ、幹周り 108 センチ、高さ 16 メートル。
36-45 ユリノキ、幹周り 256 センチ、高さ 27 メートル。
36-46 ソメイヨシノ、幹周り 195 センチ、高さ 21 メートル。
36-47 イロハモミジ、幹周り 118 センチ、高さ 14 メートル。
36-48 スダジイ、幹周り 85 センチ、高さ 13 メートル。
36-49 スダジイ、幹周り 123 センチ、高さ 12 メートル。
36-50 スダジイ、幹周り 116 センチ、高さ 14 メートル。
36-51 スダジイ、幹周り 142 センチ、高さ 13 メートル。
36-52 スダジイ、幹周り 165 センチ、高さ 20 メートル。
36-53 イヌシデ、幹周り 352 センチ、高さ 21 メートル。
36-54 サワラ、幹周り 225 センチ、高さ 23 メートル。
36-55 ケヤキ、幹周り 157 センチ、高さ 20 メートル。
36-56 イロハモミジ、幹周り 107 センチ、高さ 14 メートル。
36-57 ユリノキ、幹周り 312 センチ、高さ 28 メートル。

- 36-58 イロハモミジ、幹周り 92 センチ、高さ 13 メートル。
36-59 アカマツ、幹周り 127 センチ、高さ 27 メートル。
36-60 アカマツ、幹周り 156 センチ、高さ 20 メートル。
36-61 アカマツ、幹周り 128 センチ、高さ 25 メートル。
36-62 シラカシ、幹周り 112 センチ、高さ 20 メートル。
36-63 ケヤキ、幹周り 186 センチ、高さ 30 メートル。
36-64 ケヤキ、幹周り 190 センチ、高さ 28 メートル。
36-65 ケヤキ、幹周り 80 センチ、高さ 19 メートル。
36-66 ケヤキ、幹周り 183 センチ、高さ 23 メートル。
36-67 ケヤキ、幹周り 143 センチ、高さ 15 メートル。
36-68 ケヤキ、幹周り 154 センチ、高さ 14 メートル。
36-69 ケヤキ、幹周り 110 センチ、高さ 14 メートル。
36-70 ケヤキ、幹周り 173 センチ、高さ 14 メートル。
36-71 シラカシ、幹周り 86 センチ、高さ 10 メートル。
36-72 ケヤキ、幹周り 127 センチ、高さ 18 メートル。
36-73 サワラ、幹周り 139 センチ、高さ 20 メートル。
36-74 ムクノキ、幹周り 134 センチ、高さ 19 メートル。
36-75 サワラ、幹周り 223 センチ、高さ 19 メートル。
36-76 ヒマラヤスギ、幹周り 241 センチ、高さ 30 メートル。
36-77 ヒマラヤスギ、幹周り 226 センチ、高さ 30 メートル。
36-78 ヒマラヤスギ、幹周り 248 センチ、高さ 30 メートル。
36-79 イロハモミジ、幹周り 132 センチ、高さ 12 メートル。
36-80 イロハモミジ、幹周り 132 センチ、高さ 13 メートル。
36-81 スダジイ、幹周り 141 センチ、高さ 18 メートル。
36-82 スダジイ、幹周り 216 センチ、高さ 20 メートル。
36-83 サワラ、幹周り 113 センチ、高さ 18 メートル。
36-84 サワラ、幹周り 137 センチ、高さ 17 メートル。
36-85 サワラ、幹周り 123 センチ、高さ 17 メートル。
36-86 スダジイ、幹周り 186 センチ、高さ 18 メートル。
36-87 スダジイ、幹周り 140 センチ、高さ 18 メートル。
36-88 スダジイ、幹周り 195 センチ、高さ 19 メートル。
36-89 スダジイ、幹周り 135 センチ、高さ 19 メートル。
36-90 スギ、幹周り 125 センチ、高さ 18 メートル。
36-91 ムクノキ、幹周り 121 センチ、高さ 18 メートル。
36-92 ホオノキ、幹周り 114 センチ、高さ 16 メートル。
36-93 サワラ、幹周り 289 センチ、高さ 24 メートル。

- 36-94 アカマツ、幹周り 182 センチ、高さ 18 メートル。
36-95 サワラ、幹周り 169 センチ、高さ 20 メートル。
36-96 サワラ、幹周り 126 センチ、高さ 18 メートル。
36-97 スダジイ、幹周り 191 センチ、高さ 20 メートル。
36-98 サワラ、幹周り 111 センチ、高さ 18 メートル。
36-99 サワラ、幹周り 110 センチ、高さ 18 メートル。
36-100 サワラ、幹周り 167 センチ、高さ 20 メートル。
36-101 スダジイ、幹周り 140 センチ、高さ 15 メートル。
36-102 アカマツ、幹周り 136 センチ、高さ 16 メートル。
36-103 イロハモミジ、幹周り 76 センチ、高さ 10 メートル。
36-104 イロハモミジ、幹周り 120 センチ、高さ 13 メートル。
36-105 アカマツ、幹周り 164 センチ、高さ 17 メートル。
36-106 イロハモミジ、幹周り 107 センチ、高さ 8 メートル。
36-107 サワラ、幹周り 86 センチ、高さ 17 メートル。
36-108 カヤ、幹周り 113 センチ、高さ 21 メートル。
36-109 スダジイ、幹周り 147 センチ、高さ 17 メートル。
36-110 スダジイ、幹周り 162 センチ、高さ 20 メートル。

高橋委員 ちょっといいですかね。丁寧なご説明をいただいて、非常にありがたいことなんでしょう、時間をもったいないし、一つの敷地にたくさんある中で、特徴的なものを 1 つとか 2 つ、説明いただくとか、何かそういう工夫していただいたほうが、説明される側も大変しんどいんじゃないかと思うから。皆さん、僕の勝手な思いなんです。

上原委員 同感です。

鶴切委員 見る人はもっと大変だろうと思うんです。

高橋委員 説明するのも大変でしょう。

副会長 今年は特に多いんですよ。

事務局 そうですね。例年、30 本ぐらいですかね。

高橋委員 大変良いことなんでしょう、説明するのも、しんどいでしょう。だから、コメントだけでよろしいんじゃないかと思うんですよ。

事務局 はい。

副会長 私は実は、いいですか、ちょっと。見てて、僕は逆に、今回発見したことがあるんですけども、それは、ここに写っていない樹木が何なのかと、ずっと考えてたんです。そうすると、結構見えてくるものがあるって、逆にかなり樹種が少ないとか、それから限られた樹種、これが小金井の特徴なんだというのが、ちょっと、今回初めて見えてきたところがあるって、それはそれで面白いなと思って。僕は結構面白く見てたんです。ですけども、ちょっと時間的に確かに今年は大変なので、すいません、少し割愛できるような、特に今、一つの地所でずいぶんとやって、なかなか終わらないんで。

—— もう終わっちゃったけど。要点だけ。

副会長 皆さん、どうですか。

柏原委員 ざっと見たいです。

副会長 ざっと、とりあえずパッパと、写真だけは。

柏原委員 見たいですね、一応。

事務局 そうしましたら、映像は一回見ていただいて、細かい数字等は割愛させていただくということで、よろしいでしょうか。

—— それでいいと思う。

副会長 おそらく、小金井を歩いている方は、「これは、あそこの木だな」ということを、見りゃ、分かっちゃうんですよね。それで、どんな状態に変わってきたのかというのが、頭の中で見えてくるものがあると思います。

事務局 では、副会長、先ほどの話のとおり、映像は見ていただくんですけども、私どものほうの条例の中で、指定するに当たっていた基準というのがある、ということは最初にご説明させていただいたんですが、昨年の改正によって、それに当てはまらない場合でも、市長が認めれば指定しますよ、というふうに改正されたことによって、今回、指定案として出させていただいているも

のも、中には含まれているんですね。そういったものについては映像を止めさせていただいて、幹周り等お話しさせてもらえれば、というふうに思いますが、よろしいでしょうか。

一同 はい。

鶴切委員 すいません。ちょっとその前に。私ども小山さん、多分、欠席されてて、分からないんですけども、一つはお願いなんですけど、議事録は先に送ってるんですか。以前は先に送ってあったんですけどね。今回は議事録がないもんですから、ここでどういうふうに変ったのかというのを、知らないもんですからね、さっぱり分からないという、そういう状態だと。

 ちょっと説明の前に、第 2 条が何か追加されたというんですけども、それは、ちょっと概略を教えてくださいませんか。どういう、よく分かんない。それに基づいて、これが今、増えてるものだと思うんですけども。この 2 ページ目の、議事録の 2 ページ目の下のほうに、第 2 条 2 号が追加されました、と書いてあるんですけども、何のことやらさっぱり分からないんですが。これが「市長は認める」ということなんですか。そのために

副会長 これは、条文の変更のは、付いてないんですか。

事務局 すいません。付いてはいないです。「小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則」というものがございまして、その第 2 条に、第 1 項ということで、環境保全緑地についてはこのように指定する、保存樹木についてはこのように、保存生け垣についてはこのように、ということ、第 1 項で記載されておりまして、これまでの施行規則というのはそこまでだったんですけども、そこに第 2 項を追加して、前項の規程に関わらず、市長が特に必要と認めたものについては、前項各号に定める、つまり環境緑地とか保存樹木とか、そういったものの基準によらず、保存緑地として指定することができる、という一文を加えたというのが……。

鶴切委員 それが第 2 条の

事務局 はい。今回の改正点でございます。

鶴切委員 それはそれでいいんですけど。先へどうぞ。

事務局

はい。では、進めさせていただきたいと思います。

No.37 番。こちらの住所が、桜町 3 丁目 6-6 です。全部で 28 本ございます。樹木については、ケヤキ、イチョウ、シラカシ、エノキが、指定樹木として挙がっております。こちらの No.37 につきましては、37-25。ケヤキがあるんですけども、こちらについてが、幹周り 118 センチ、高さ 8 メートルということで、第 2 条の第 1 項に挙げられている指定基準を満たしていない、というものになってございます。

では、次、よろしいでしょうか。

No.38。住所、貫井北町 5 丁目 21-11。こちらが全部で 20 本です。樹種については、ケヤキ、シラカシ、あとはイヌマキの 3 種類が指定案として挙げられております。こちらの樹木については、すべて施行規則に基づく指定基準を満たしております。

No.40。住所が貫井南町 2-1-5。本数は全部で 15 本です。樹種については、カヤ、シラカシ、ケヤキが挙げられております。こちらについては、指定基準を満たさないものとして、40-5 シラカシですね。こちらが幹周り 133 センチ、高さが 9 メートルとなっておりますので、指定基準を満たさない樹木となっております。

では、次。No.41 に進みます。こちらが、住所が貫井南町 2-4-12。シダレザクラ。幹周り 165 センチ、高さ 13 メートルとなっております。

No.42。住所が貫井南町 2-10-11。全部で本数が 4 本です。樹種については、すべてケヤキということで申請をいただいております。この 4 本については、すべて指定基準を満たすということになっております。

No.43。住所が貫井南町 4-20-28。本数が 2 本で、樹種がケヤキとなっております。43-1、幹周り 133 センチ、高さ 8 メートル。43-2 が、幹周り 214 センチ、高さ 8 メートルとなっておりますので、この 2 本については、指定基準を満たさないというふうになってます。

No.44。住所、貫井南町 4-29-24。ホオノキ。幹周り 184 センチ、高さ 14 メートルです。

No.45。住所が緑町 4 丁目 16-37。ケヤキ。こちらが新規の、更新ではなくて、

新規の申請となっております、幹周り 232 センチ、高さ 21 メートルとなっております。

No.46。住所が東町 5 丁目 18-15。こちらにも新規の申請となっております、幹周り 143 センチ、高さ 8 メートルですので、指定基準を満たさないものとなっております。この方に、新規の指定のきっかけについてお伺いしたんですけれども、40 年近くご自宅にあるケヤキということ、あと、近隣のお宅からケヤキがどんどん減ってるという中で、今回、自分の家に 40 年あったということもあって、大事にしていきたいという思いから、基準を満たしてないけれども、申請してみたいという意向があって、今回、指定案として出させていただいたものでございます。

副会長 これは、一度切ってるんですかね。

事務局 定期的に剪定はしている、ということでした。

副会長 剪定じゃなくて、萌芽更新みたいの、してるよね。要するに枝を切るんじゃないかって、下も一度切ったから、40 年植えていても低い、ということなんじゃないですか。ひょっとしたら、樹齢はもっとあるのかもしれないね。

事務局 あるかもしれないですね。1年に一度か2年に一度という、定期的な剪定で、高さを抑えているような話はしておりました。

では、47 番。こちらは住所が前原町 3 丁目 35-11。こちらにも新規の申請となっております、幹周り 215 センチ、高さが 9 メートルでございます。

副会長 これも切ってますよね、一度ね。やっぱり高くなったから、どんと一回切って、それで 10 メートル以下になっちゃった。

鶴切委員 どんどんいきましょう。時間ないです。

事務局 No.48。貫井南町 5-4-4。幹周りが……。48-2 サワラについては、今回、幹回り 99 センチで、高さが 7 メートルということなので、基準を満たさないも 1. のということになっております。

では、生け垣のほうに移りたいと思います。保存生け垣についてなんですけれども、今回、指定案として出させていただいたものは、すべて指定基準を満たすということになっておりますので、説明については、ナンバーと指

定延長、あとは樹種を述べさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

一同 はい。

事務局 No.1、指定延長 62.5。樹種、ベニカナメ、チャ、タケです。
No.2、指定延長 22 メートル、樹種はツゲです。
No.3、指定延長 12.6 メートル。樹種はチャボヒバです。
No.4、指定延長 28.8。樹種、カイズカイブキ、ベニカナメモチです。
No.5、指定延長 10.5 メートル。樹種はベニバナトキワマンサクです。
No.6、指定延長 10.5 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
No.7、指定延長 31.2 メートル。樹種、ドウダンツツジです。
No.8、指定延長 15 メートル。樹種、ヒイラギモクセイです。
No.9、指定延長 45 メートル。樹種はレッドロビンです。
No.10、指定延長 32.2 メートル。樹種はサワラ、アオキです。
No.11、指定延長 68.4 メートル。樹種はサザンカです。
No.12、指定延長 13 メートル。樹種、ベニカナメモチです。
No.13、指定延長 27 メートル。樹種はカイズカイブキです。
No.14、指定延長 32.1 メートル。樹種、ベニカナメモチ、ヒイラギモクセイ
です。
No.15、指定延長 12.7 メートル。樹種はベニカナメモチです。
No.16、指定延長 12.6 メートル。樹種はヒイラギモクセイ、ベニカナメモチ
です。
No.17、指定延長 41.9 メートル。樹種はマサキ、ベニカナメモチです。
No.18、指定延長 16 メートル。樹種はヤブマキとサワラです。
No.19、指定延長 11.6 メートル。樹種はレッドロビンです。
No.20、指定延長 22 メートル。樹種はカイズカイブキです。
No.21、指定延長 52 メートル。樹種はベニカナメモチ、サワラ、サカキです。
No.22、指定延長 39 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
No.23、指定延長 29.5 メートル。樹種はヤブツバキです。
No.24、指定延長 27.5 メートル。樹種はヒイラギモクセイ、マサキです。
No.25、指定延長 18 メートル。樹種はベニカナメモチです。
No.27、指定延長 10 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
No.28、指定延長 13.2 メートル。樹種はベニカナメモチです。
No.29、指定延長 50 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
No.30、指定延長 12.3 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。

- No.31、指定延長 29.9 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
- No.32、指定延長 19.7 メートル。樹種はアオキです。
- No.33、指定延長 26 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
- No.34、指定延長 100.7 メートル。樹種はヒイラギモクセイ、サワラです。
- No.35、指定延長 21.3 メートル。樹種はサカキです。
- No.36、指定延長 11.2 メートル。樹種はイヌマキです。
- No.38、指定延長 31.1 メートル。樹種はサワラです。
- No.39、指定延長 25 メートル。樹種はベニカナメモチです。
- No.40、指定延長 15.9 メートル。樹種はドウダンツツジです。
- No.41、指定延長 10.2 メートル。樹種はレッドロビンです。
- No.43、指定延長 21.2 メートル。樹種はサワラです。
- No.44、指定延長 34 メートル。樹種はベニカナメモチです。
- No.45、指定延長 29.2 メートル。樹種はサワラです。
- No.46、指定延長 18.4 メートル。樹種、カイヅカイブキです。
- No.47、指定延長 21.1 メートル。樹種はサワラです。
- No.48、指定延長 10.8 メートル。樹種はベニカナメモチです。
- No.49、指定延長 20 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
- No.50、指定延長 53.3 メートル。樹種はベニカナメモチです。
- No.51、指定延長 27.1 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
- No.52、指定延長 28.1 メートル。樹種はマサキ、イヌツゲ、ヒイラギモクセイです。
- No.53、指定延長 11 メートル。樹種はレッドロビンです。
- No.54、15.4 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
- No.55、20 メートル。樹種はサワラ、センリョウ、マンリョウです。
- No.56、58 メートル。樹種はネズミモチです。
- No.57、38.2 メートル。樹種はイヌツゲです。
- No.58、16.1 メートル。樹種はサワラです。
- No.59、18 メートル。樹種はサワラ、サカキです。
- No.60、20.7 メートル。樹種はベニカナメモチです。
- No.61、21.7 メートル。樹種はヒイラギモクセイ、ナンテンです。
- No.62、22.2 メートル。樹種はカイヅカイブキです。
- No.63、指定延長 40 メートル。樹種はサワラです。
- No.64、指定延長 17.6 メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
- No.65、22.8 メートル。樹種はベニカナメモチです。
- No.66、18.1 メートル。樹種はマサキ、サワラ、ツバキ、ギンバイカです。
- No.67、16 メートル。樹種はサワラ、ツツジです。

No.68、32.4メートル。樹種はキンモクセイ、ベニカナメモチです。
No.69、22.3メートル。樹種はサワラ、ツバキ、サザンカです。
No.70、50メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
No.71、19.7メートル。樹種はベニカナメモチです。
No.72、11.3メートル。樹種はイヌツゲです。
No.73、16メートル。樹種はベニカナメモチです。
No.75、22メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
No.76、指定延長70メートル。樹種はヒイラギモクセイです。
No.77、14メートル。樹種はサワラ、レッドロビン、ヒイラギモクセイです。
No.78、指定延長13.5メートル。樹種はベニカナメモチ、サツキ、ツバキです。
No.79、17メートル。樹種はヒイラギモクセイ、ベニバナトキワマンサクです。
No.82、指定延長25メートル。樹種はサワラです。
No.83、13.2メートル。樹種はベニカナメモチです。

これ以降は、今年度新規で申請された方の生け垣になります。

No.84、70.4メートル。カマクラヒバです。
No.85、13.2メートル。樹種、ベニカナメモチです。
No.86、17.4メートル。樹種はカイヅカイブキ、アカメモチです。
No.87、10.8メートル。樹種はサザンカです。
No.88、41.8メートル。樹種はキンメツゲです。
No.89、34.2メートル。樹種はヒイラギです。
No.90、14.9メートル。樹種はトキワマンサクです。
No.91、19.5メートル。樹種はドウダンツツジです。
No.92、38メートル。樹種はツバキです。
No.93、17メートル。樹種はベニカナメモチ、ヒイラギモクセイです。

以上で、保存樹木と保存生け垣の写真を見ていただきました。

副会長 ありがとうございます。あと、解除のものもあるんですね。

事務局 写真はないです。

副会長 写真はないんですか。それでは、まず、これで検討してみてよろしいですか。こちらはどうでしょうか。アンケートの結果というのは、今回を……。

鶴切委員　　ちょっと、その前に、今のこのやり方が本当に良いのかというのは、次回の問題もまたありますので、その話もちよっとしてみたいですね。

これ、審議会ですよ。皆、これだけの人が来て、話を、意見を聞くというのが目的だろうと思うんですけども、話を聞くんじゃなくて、1時間半、報告を聞きっぱなしというのは、これ、いかななものかと思いますが。一つの案ですけどね、要するに継続のやつ。継続のやつというのは、特徴のあるものだけ話をさせていただいて、あとはみな省略すると。新規のやつは。そういうような。そういうような、何か短縮案を考えておかないと、これ、2時間じゃ、全くお話になりませんね。また、今この話を出さないと、また次回、同じことをやると思うですよ。ぜひ、その辺の意見聞いて、進めてもらいたいと思います。

副会長　　今の鶴切さんのご意見について、いかがでしょうか。

——　　いいと思います。

柏原委員　　確かに、審議する時間というのは少ないというのは、とても感じるんですけども、私、多分これで3回くらい出席させていただいておまして、今回はすごくなにか、質がある。この前のとき見たのは、「これが指定？」というようなのがありましたけれども、今回はやはり、普段、遠くからは、このお屋敷とか見ても、中までは見れないのが、すごく見れたということ。それとか生け垣の、「まだあるんだ」というところが見れたのは、よかったと思うので、やり方をどういうふうにするかというのは、考えたほうがいいと思うんですが……。

鶴切委員　　どうしてもあの写真というのは、見えたほうがとっても、僕なんかもいいんですけども、これ、一つの提案ですけど、これをもう全部インターネットにアップしたらどうでしょうか、写真を。要するに、議事録や何かはアップされてますけれども、写真そのものは時間があれば、見れるという形で、どこかでやっぱり皆が見れる情報だという形で、ひとつやってみるというのは、いかがでございましょう。パワーポイントだとちょっとあれですから、PDFなんかに落としてもらって。ということの一つ提案。

——　　でも、アップするのって、どうでしょう。個人情報の一部になるんじゃないですか。

鶴切委員　　いや、ということは、こういう議事録も全部アップしてるんですよ。審議会でやったことというのは、農業委員会を含めて、すべてアップしてます。すべて公開という形で、小金井市はやってますので。また、税金を使って、お金を皆さん払ってるわけですから、皆だって、知る権利はあると思うんですけど。そういう意味で、アップするのは問題ないと、僕は思います。

高橋委員　　いずれにしても、説明は、こういう箇所を説明するときに、採択に苦心したとか、あるいは、この場所は非常にこういう点で際立った特徴があるんで、挙げましたとか、そういう特徴的なことを説明していただければいいんじゃないかと。画像は全部通してみたい委員の方々は、例えば、その後に全部見たりしたとか。だから、特徴的なところ。それから、今回は特に市長が特に認めるというところが重要なんで、そこだけは説明するとか、何かそういう工夫。説明はできるだけ要領良く、時間短縮して、審議に重きを置くというふうに。

事務局　　事務局として、ちょっとよろしいでしょうか。事務局といたしまして、時間の短縮というご提案を承りまして、今後検討させていただいて、次回以降の審議会に活かさせていただければと思います。あともう一点、委員からいただきました、ホームページにアップの話というのは、時間の短縮とはまた別のご提案かと思うんですが、私はやはり、個人情報とか、個人の宅が、家が映ってしまうという場面もありますので、そちらのほうは、十分検討させていただく必要があるのかなと。もしかしたら、難しい場合もございますので、そちらのほうも併せて十分検討します。

副会長　　本年度は特に多かった、申請件数が5年に1回とか、多い年ではあったんですけども、確かに、あと30分で議論も含めて、決めなくちゃいけないということもありますので、申し訳ないんですけど、今度、もうちょっと要領の良い形を。
それから、むしろ調べてみて、今年、こんな結果が分かりましたという、何かまとめみたいな報告もあってもいいんじゃないかなという、そういうことも、ちょっと感じてるわけです。このデータを、要するに、どういうふうに我々が分析したらいいのか、というポイントが。今までベタで流されてきて、何回も見てる人は、逆に比較の頭が働いてくると思うんですが、初めて見ても、何をみていいのか分かんないところがあると思いますので、その辺り、すいません、もうちょっと工夫をしていただきたいな、というふうに思います。

鶴切委員 副会長言われたやつに、ちょっと質問しようと思ったんですけど、要するに、新しいデータ、今、新しい基準になって、10倍近く数が増えたとか、そんなことをおっしゃいましたね。その状態で、今ざっと聞いてても、樹木の関係の数が、非常に増えてきたと思いますね。こういうデータの統計データというのは、採ってるんですか。ここで発表できますか。要するに、過去にはこれだけの、例えば樹木であったと。今度新しくしたら、これだけ樹木が増えたとか、そういうデータって採ってあるんでしょうか。そういうほうが、我々は聞きたいという感じがしますけど。

事務局 今のご質問をご確認させていただきたいんですけども、今般、改正によって指定基準の中に1項目設けさせていただいて、市長が認める場合ということで認められたものというのはどのぐらいか、という……。

鶴切委員 いやいや、とにかく樹木の種類が増えましたよね。どんと増えて、数も増えたわけでしょう。その辺のデータというのは、全部握ってますかという。要するに、そういうデータのほうが、的にはマクロ的には掴みやすいわけですよ。ですから、その辺が、そういうデータの一覧表というか、統計データみたいなのがあってもいいと思うんですけど、何もない。

高橋委員 今日の調査の一番最後のページのところに、年度の変化は、ちゃんと把握されておられるんですよ。グラフ化というのもあるんですけど、指標がそれぞれ違うから、延長のものもあるし、本数のものもある、面積もあるので。だから、メートルにすれば分かるんですけど、今のお話は、その樹木の変化とか、そういうところは、これには載ってこないね。そういうのをちょっと工夫されたらどうかな、という趣旨だと思うんですよ。

それからもう一つは、あとで追加しようかなと思ったのは、場所によって、非常に一生懸命、権利者の方々が申請する努力をされてるところと、されてないところと言っちゃいけないけど、事実、ないのかも分からないんだけど、場所によって違いますよね。できれば、僕、町丁目単位で、町丁目というと、小金井市でいくつあるの、100いくつあるのかな。かなり数あるよね。町丁目単位で、例えば保存環境緑地の密度はどれぐらいの密度か。それから、公共緑地だとか。それから本数は、本数密度というのが出てきますよね。町丁目の面積で割った数字で、密度が出てきますから、本数密度とか、樹高度、極めて高い樹木がこの町内にはあるとか、ないとか、本数がいっぱいあるとか。それから、生け垣の延長は、町丁目単位でナンバーワンはどこだ、とかいう

のが出てきますよね。今日ざっと地図見ると、多分すべての点において、中町4丁目が一番多いんじゃないかと。そういうことを分かるようにすると、権利者の方々にとっても励みになるし、そこにお住まいの方も、我が町は小金井でナンバーワンだと思うじゃないですか。そういうの、すごく重要だと思うんですよ。そういう統計数字をつくって説明してもらって、それを分析するというか、審議会では、どういう施策を講じたらいいかということを検討いただく、というふうにしたらどうでしょうか。

小山委員　　いずれにしても、ちょっと時間がないんで、今日はこの緑地の指定の件、今の保存樹木とか、生け垣のことをやってるわけで、データというか、それは、大変重要なことで、必要だと思うんですけど、それは後日整理していただくとして、今日の段階で何やっていくかという話。先ほど施行規則の2条の改正の、市長が認めるものというのがあるという話、新しく改正されたということなんですけれども、これが一番、今日の段階で重要なことで、審議をしていただく内容だと思います。データの問題とか、先ほどのようなお話は、ちょっと後で整理する。

それからアップの問題は、確かに、家まで公表してないよ、という人もいるかもしれませんが、確認をしなきゃいけないところがあると思うんで、一概に全部アップするのは、ちょっと早いかないという気がします。大変重要なことをご指摘されてるんですけども、それは、ちょっと置いておいて、指定について進めていただくと、ありがたいなという気がします。

副会長　　ありがとうございました。それでは、いろいろ今日の発表の仕方とか、写真アップの問題とか出てきましたけれども、今日の段階では、ご諮問をいただいたもので、毎年恒例のことではあるんですけども、今年度ちょっと、今、市長さんが特に認められたものというので、基準に満たないものも含まれていましたし、その辺りをどうするかということが中心に、少し議論を進めたいと思います。皆さん、いかがでしょう。

鶴切委員　　今のやつを議論するデータとして、やっぱり、今回の申請された内容も、統計的なデータがやっぱり欲しいんで、この辺は、次回びしつと決めてきてもらいたい、そして公表してもらいたい。そうすると、僕を感じですけど、そうすると、事務局で決めたのか、市長が決めたのか分かりませんが、その辺で、どういう樹木がたくさんあって、どういう樹木が全くないのか、という問題も表に出てくるんだろうと。ちょっと、何を言わんとしているかというのと、例えば背は低くても、年数のものすごく経ってる木、というのがあって、あ

る農家の家に行きましたら、これ、樹齢 300 年とか、そういう木もあるわけです。ですから、今、これは単に見える大きいやつという形でだけのやつが関わってきてる、と思うんですけども、そういうところの抜けがないかと。おそらく事務局が答申をして、「市長、これ、いいですか」とやったんだろうと、勝手に想像してるんですけども、そこに何か問題があるんじゃないですかというので、さっき、「市長が決めた」と言ったんで、ちょっと問題あると思います、という言い方したのは、実はそこにあったわけです。ですから、それを議論、議論でいいんですけども、ぜひ、そのデータを自分たちで分析して、本当にそれで今後やっていっていいのかという問題を挙げてもらいたいと思うんですね。

副会長 今年初めての……。

—— 前回は決まったんですよ。

副会長 ただ、具体的に、結局、基準に満たないものが、どんな基準で、それこそ今回選んでいったのかということが、毎回、任意で出てきてしまうでしょう。今後またばらばらになってしまう、というようなこともあると思いますので、特に例えば、今年はどういったポイントで決めていったのかとか、その辺り、もしか発表できるのであれば、言っていただけるとありがたいと思います。

事務局 今回の改正に関しまして、今のお話にありましたことを、お伝えさせていただきますと、先ほど 1 件、ケヤキで、今回改正、高さが足りない部分がございますといった、これだけが新規という形になっておりまして、それ以外は、5 年の更新に当たって、高さが剪定によって足りなくなってしまうとか、そういった状況で、今まででしたら、高さ、現行の基準に足りていたものという形で、またこの数年以内、1 年、2 年で満たすだろうという形の中での、こちらへの諮問という形で、諮問案というかたちで挙げさせていただいている、形になっております。先ほど 1 本、ケヤキに関しては、申請された方とのヒアリング、現地調査などを行いまして、近隣のケヤキの状況とかを確認した中でのご提案、という形をさせていただいております。つまりケヤキだけ、高さが少し足りない部分が目立つのかというのがございますので、ほかは今まで満たしていたもの、という形でやらせていただいております。

鶴切委員 今の説明聞いた中に、ケヤキ 1 本だけが新規ということではないでしょう。今、おたくが言ってるのは、ケヤキが 1 本だけ新規に、2 条の 2 項に該当して

る、と言ってるんですか。それ以外は、ないんですか。

事務局 それ以外は、ございません。

鶴切委員 なんか、すごく小さな、説明の中に、、、。

小山委員 先ほどの 46 番のケヤキが、基準に……。

事務局 新規のものについては、46 番のケヤキだけが満たしていない。

小山委員 それ以外は、満たしてるんですよ。

鶴切委員 2 条の 2 項に。あとは全部。1 本だけですか。

事務局 新規では、そうです。

小山委員 46 番ですよ。あとは満たしてる。

事務局 今まで満たしていたものが、剪定などによって満たさなくなってしまったものが、ほかにもまだあります。

副会長 新規、あと、47 番もそうですよね。9 メートル。

事務局 はい。ですから、幹周りが 215 メートルあるので、一応、満たしてる。

小山委員 46 番については、先ほどの事務局の説明のように、長く大事にされてきたのかなと。だから、保存するについては、それ 1 件が満たしてないと。

副会長 ほかに、保存生け垣のほうでは、何かありますか。

事務局 生け垣のほうは……。

副会長 これは全部、満たしてる？

事務局 はい。

小山委員 基準を満たしてなくて、市長が特に認めるものというのは、1件だけなので
すか、新規については。

事務局 新規については、そうなんです、今回させていただいた中で、今までの
やり方でもしやると、更新したものに関しても満たしていないので、という
形ではあります。今回改正したことによって、ひろえているものが更新のと
きで数件ございます。

高橋委員 この条例の趣旨は、基本的には、積極的に所有者の方々に保存していただ
きたい、という行政施策に基づいた施策だから、できるだけ、何といひかな、
広げると言っちゃいけないんだけど、拡大解釈できるものは、入れる努力を
して、所有者の方々にこれを伝える、ということですよね。だから、それによ
って、今回かなり量が増えたことは事実ですよね。

副会長 といひか、5年のあれで、今年は、更新時、。

高橋委員 更新時だから、ということもある。それで、条例の改正によって、増
えた分って、予算がどれくらい増えた？

事務局 本数で、まずお話しさせていただくと……。

高橋委員 本数じゃなくて予算。予算なんか、微々たるものなんでしょう、きっと。
これ、毎年度の予算額って、これに関連した予算枠って、統計あるよね、多
分。

事務局 はい。予算は、毎年同じ額が付いてます。

高橋委員 同じ額なの？

事務局 はい。

高橋委員 じゃあ、大したあれじゃないんだ。じゃあ、市はそんな出費しなくても、
皆さんの努力によって、緑化の保全の樹木の本数といひか、その環境水準
は維持できてる、といひ感じかな。

小山委員 解除の部分と、要するにとんとんと。

高橋委員 じゃあ、この前回のあれ、変遷見ると、割と安定してるほうなのかな。

事務局 本数は、少しずつ減っている状況にはありますね。

高橋委員 予算枠って、年間どれぐらいあるのですか。この条例に関連する予算枠は、知ってる？ 知ってると言っちゃ、失礼かもしれませんが。

事務局 確認させてください。

高橋委員 ああ、そう。何百万という額？

事務局 いえ、そんなにはないです。

高橋委員 ああ、そう。

小山委員 4月に、指定解除の部分もあって、トータルで差し引きすると、現状減っているというご説明ありましたけども、高橋先生がおっしゃったように、この趣旨から言って、やっぱり増やしていく、保存していくという考え方の中で、さっきの第2項の新しい改正も、柔軟的に使っていくと。予算の規模が、あまり爆発的に、大きな変化が起きない限りは、そういう方向で考えていかないほうがいいんじゃないかな、という思いがしますけどね。従って、今日のこの議論については、結論じゃないですけど、私は賛成したいと思います。

副会長 ありがとうございます。すいません。私からの一つの要望なんですが、実は私、毎年言ってるつもりなんですけれども、一番最後のページに、21年度の申請がどうで、今の合計は環境緑地で、保存樹木だと書いてあるんですが、毎年トータルでいくつになっているのか、ということが見えないですね。今年のトータルはこうですよ、というのは最後の計で出てきていますけれども、それから、申請件数は、年度ごとにはなっているんですけども、毎年、総量でどうなっているのかというのが、この図だと見えないですよ。ですから、そこをぜひ。毎年言ってるつもりなんですけれども、やっていただきたいな、というふうに思います。そうじゃないと、本当に緑が減ってるのか、増えてないのか、それぞれの項目で分かんない。

事務局 その年度に、何件指定されているのかというのを、時系列に。

副会長

そうですね。5年になると、また解除になっちゃって、更新になったりするわけですよね。ですから、その年その年で、総計が、総量がいくらなのか、ということを出さないと、増えてるのか減ってるのか、分かんないです。すいません、それはぜひ、できたらグラフ化していただいて、表というのもありがたいな、というふうに思います。

それから、今年度は、僕はすごくこの写真で大事だなと思って見ていたのは、今回の申請本数がかなり多かったんで、逆に全体がつかみやすい年だったんじゃないかなと思って見てました。ちょっと言わせていただきますと、実は、樹種というのは、かなり限られている。つまり、巨木になって残っているというのは、もうかなり限られているというのが、今回よく分かりました。例えば、シラカシというのは、よく出てきましたけれども、シラカシって、本来、生け垣、防風林で使われていた、残存みたいな形で残っていて、ところが防風林としては、今はもう残ってないな、というような、写真見ながら、高くなっても剪定ができないような状態。

それから、ケヤキがなぜか多いんですが、これは小金井の木なんですよ、確か。ですから一生懸命皆さんが植えた、という部分もあるのか、あるいは昔はよく、屋敷人の中で材に、家の材に使うというんで植えたという噂が。そういった文化を垣間見るような感じがしていたんですね。それから強剪定に耐えられるというので、例えばイチョウとか、シラカシ、アラカシ、ケヤキなんかも強剪定に耐えられるんですけども、結局、巨木で最後まで残っているのは、強剪定に耐えられる、本当に限られた樹種しか残っていないなということで、例えばカツラって、全然出てこなかったですね。それからトチも出てこなかったし、クルミなんかも出てこなかった。かなりやっぱ武蔵野のある時期に限られた、樹種しか残っていないなということを思いました。

それから生け垣のほうでも、かなり植えられた年代によって違いがあるんじゃないかなと思って。例えばレッドロビンとかベニカナメモチというのは、比較的新しいですね。マンションとか、新しい住宅に植えられていて。それからヒイラギモクセイというのは、かなり長いスパンで、昔もあったし今もあるし。それからサワラというのは、僕が小さいとき結構あったんですが、だいぶ減っちゃったな、というような感じを持ちました。

それから、さっき、捉えられていない木があるんじゃないかと、鶴切委員もおっしゃいましたが、例えば小さい木でもツバキとか、それから小金井って、比較的クリの産地だったんですよね。栗林がほとんどない。それからサザンカなんていうのも、昔よくあったんですが、サザンカ、若干ありまし

たけれども、かなりなくなってきた感じですね。結構、外来種、園芸種に代わりつつある、そういった印象があって。古いお宅であればあるほど、やっぱり在来の古いものが多くて、新しいところだと、園芸種が増えてきているかなと思いますね。そんなことを、今日の写真では、あえてそれが見えてきたというのが、ちょっと私自身も驚きでした。

それから、サクラはソメイヨシノがだんだん減ってきて、クローンですから、なくなっていくますし。それから、中にはヒマラヤスギとかメタセコイヤとか、ちょっと変わったものが植えられているな、ということも思いました。あと、武蔵野の雑木林を構成するクヌギとか、コナラというのが、もうほとんどない、というんですね。そんなことも、今回見えたかな、というふうに思いました。

ちょっと私の感想なんですけど、あんまり時間がない。皆さんのほうから何か、一言、今言っておきたいということ、ございますでしょうか。

それじゃあ、すみません。解除のほうも残っていますので、解除のお話をちょっとしていただけますか。

事務局 はい。事前にお送りしている資料の 27 ページなんですけれども、こちらに 24 年度中に指定解除の申請があったものについて、と、あと権利譲渡の届出があったものについて、一覧にしてございます。樹木については 3 件ございまして、本数は全部で 4 本。その解除申請の理由としては、土地の売買だとか、枯れてしまったがために撤去した、ということが理由となっています。

保存生け垣のほうは全部で 5 件ございまして、こちらも土地の売却だとか、樹木の枯れによる解除というものもあるんですけれども、所有者が高齢になってきていて、維持管理が困難ということがございまして、解除の申請があった、というものもございました。

権利譲渡については、こちらの一覧にありまして、主な要因としては、相続によって所有者が変わった、ということで届出をいただいておりますので、それを一覧にさせていただいております。1 件は土地の売買によるものというものも、1 件含まれていることをご報告いたします。

副会長 何かこれについて、ご質問、ご意見は、ございますでしょうか。

小山委員 ちょっとすみません。保存株の一番目のサクラでいくと、一部解除とありますけども、1 本で一部……全部解除じゃないんですか。

事務局 複数、この所有者が複数持っていて……。

小山委員 分かりました。

副会長 それから、権利譲渡は、これはほとんど相続なんですけど、これは消えてしまうというのではなくて、ちゃんと樹木は……。

事務局 指定樹木として、保存生け垣として、継続されているという形になります。

副会長 一つ、売買と書いてありますが、これは売られたほうに権利が、権利というか、移ったということですか。

事務局 はい、移っております。

副会長 ほかにいかがでしょうか。それでは、今日の諮問なんですけれども、どうでしょうか。基本的には、緑を増やしていこうという趣旨ですから、全部、了承するという形でよろしいでございましょうか。どうもありがとうございました。

すいません。あと一つ、このアンケート、せっかくだらないうちで、今回発表して、特に高橋委員さんなんか要望があって、それでアンケートしていただいたと思うんですが、簡単に。あまり時間がないんですけれども、ちょっと紹介をしていただけないでしょうか。後ろのほうを読みますと、結構、この意見のところ、考えさせられることもあると思うんですけれども。

事務局 そうしましたら、アンケート結果については、維持管理に関する事、どういったことで、どういったやり方で行っているのか、ということ。あとは、今後も保全していきたいか、とかという意向がありますので、簡単にご説明させていただきます。

副会長 ちょっと簡単ではないかもしれませんが、ポイントを。

事務局 主に見ていただきたいのは、問い5ですね。5ページになるんですけども、所有者の方に、「今後も保全緑地を保全していきたいとお考えですか」というアンケートを採っております。その中で、「はい」と答えている方がおよそ66%。なので、3分の2に当たる方は、これからも継続していきたい、という意向があるんですけれども、「保存したいが条件による」ということで、その条件というか、なぜ保存が躊躇されるどころか、というところだと思うんですけれども。

ども、その下に、その条件が記載してございます。「近隣に迷惑をかけるので」、あとは「固定資産税が大変」「道路に吹き溜まるので、落ち葉の回収の回数を増やしてほしい」ということで、どうしても維持管理が困難という面が、少し見えてきているのかなというのが、アンケート結果で分かってきたところでございます。

副会長 8ページ、9ページ見ても、緑は残したいんだけど、実際には高齢化してきて辛いなという、そういったご意見が多く思われます。それから、「落ち葉掃きが大変」だとか、「段ボール箱で集めるようにしてください」とか、あと「焚き火を許してほしい」とか、そんな意見も出てきて、「なるほどな」と思わせるところもあったんですが。皆さんのほうから、どうでしょうか。あまり読む時間なかったと思いますけれども、何か。

鶴切委員 ちょっと質問で、固定資産税が大変という意味は、どういうことでしょうか。先ほどの説明してくれたところなんですけれども。

事務局 固定資産が大変というふうに書いてくださっている方が、保存環境緑地、公共緑地の持ち主ではなくて、樹木と生け垣の所有者の方が、そう書いてらっしゃったんですね。そういった方に対しては、制度上なんですけれども、固定資産税の減免というのはしてないんで、そういった回答をいただいたのかな、というふうには思ったんですけども。

柏原委員 広いという……。

事務局 所有者、広い敷地を持ってらっしゃると。

高橋委員 そういう場合、大きな敷地の中にたくさん保存樹木を持っておられる、密度の高い森を形成されてる敷地ね、これは要するに、公共緑地とか環境緑地と一緒にじゃないかと。だから、少しぐらい減免してもいいんじゃないか、というようなことを、市のほうで考えられたらどうでしょう。1本とか2本だと、それでさっき、敷地に対してどれだけの密度かということは、密度の高い敷地については、ある程度、減免措置があつてというのが。

それから、生け垣なんかも、延長が敷地の割には、しっかりと延長確保されてるようなところとか、そういうのも、ある程度。要するに、まさに玄関口に通じる場所ですから、公共のために緑化されてるわけですね。庭よりは生け垣のほうが、人様の歩くところだから、そういうところの減免は少し

やっておかないと。そういうので、固定資産税の減免なんかは、少しは寄与すると、ちょっと。

鶴切委員 環境緑地ってありますよね。それ、今、高橋先生言ったように、あれは500平米以上で、それで、中がいじらないとか、そういう状態のところ指定されると、どこかに書いてましたね。今のあれで言うと、農家の家というのは、基本的に全部、環境緑地になるんですかね、あれは。500平米以上あれば。要するに、中身をいじらない、普通に営んでいる。

事務局 環境緑地としては、樹木の集団ということに、指定するに当たっては、なってるんで、農家の家とか畑というところ……。

鶴切委員 いや、敷地です。敷地がだいたい昔の家ですと、500平米以上は普通はありますから。そうすると、いろんな木が植わってるわけですよね。今みたいに1本1本じゃなくて、まとめて環境緑地にするという格好にして。それは指定はできるんですか。

事務局 それはもちろん指定するに当たっては、住所じゃなくて地番で指定することになるんですけれども、その中に。

鶴切委員 うちの隣が環境緑地の指定になってるんですよね。ですけども、実際には放りっぱなしな状態ですが、これも相続で変わるとは思いますけども、あれを考えると、皆、大きいところは環境緑地になるのかな、という感じがしたものですから。

事務局 条例の中に、環境緑地についての指定基準、もちろん定めているんですけども、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団。ただし農地上にあるものを除くという。

鶴切委員 農地じゃなくて、居宅の部分ですよね。宅地になってるわけですよね、普通のところは。

事務局 今の基準を見ると、農地上にあるものを除く、というのに記載がございませんので、そういった記載の中でなくて、基準の中に当てはまるものでしたら、申請はできるかと思います。

上原委員 なぜ農地じゃないと言われてるのか。

事務局 おそらく「保全されることが確約される樹木の集団」という定義と、「農地」ということは、それは、保存というのと少し違うのではないかと、という考えなのではないかと。抜いて、それをあれするわけですよ。

副会長 これは毎回、都市化の中での緑の保全ということで、問題というか課題になるんですが、固定資産税、相続税が厳しいから、結局、緑を切っていくというような形で。このままでいくと、本当に小金井は砂漠になってしまうという。それを皆、何とかして緑を守っていきたいということであるので、地方分権でどこまでできるか、私はよく知らないんですけども、少し環境緑地、保存緑地以外にでも、新しい基準で。例えば農家の屋敷に関して、固定資産税、相続も含めて、考えなくちゃいけない時期なんじゃないかなと思いますね。もちろん、環境政策課だけでできるわけではないと思うんですけども、それを審議会の新たな投げかけとして、市のほうに送りたいと思うんですが。こういうのは、どこに投げたらいいんですかね。ぜひ検討してくれと、私からは言いたいので、皆さん、いかがでしょうかね。じゃあ、議事録に、それ、録音しておいて、ぜひ市長さんに、ご相談を願います。

すいません。5分、時間が経過してしまったんですけども、皆さんのほうから、ほかに何か審議すべき内容、ございますでしょうか。それから、事務局のほうから、それでは何か、その他で、ございますでしょうか。

事務局 今回、会長が、副会長に代理をやっていただきまして、ありがとうございます。今回、答申に関しましてですが、日にちをあらためさせていただいて、通常お願いしているところなんですけど、会長にいただいているところなんですけど、会長不在ということなので、会長に、今回出た意見などを、副会長のほうからお話をいただいて、意向を伺ってという形をとっていただいても、よろしいかと思えますし、副会長が市長に答申を出していただいてもという、どちらかを選んでいただいて、ということでお願いできればと。

副会長 一応、私のほうから会長に伝えて、それで回答する、という形にしたいと思います。よろしいですか。

小山委員 時間が過ぎているところを申し訳ございません。このA4の横長なんですけども、「市立の公園清掃」。これは市立の公園の清掃について、こういう団体に委託しましょう。その予算がどれぐらいかかっているかという表だと思

います。特に障害者団体等は財源確保というか、非常に厳しい状況のなかで運営しているものと思いますので、ぜひ、こういう支援は進めていただければと思います。併せてよろしく申し上げます。

事務局 先ほど、ちょっと調べさせてください、とお伝えさせていただいた件で、ご報告をさせていただきたいんですが、保存樹木の奨励金の予算についてなんですが、こちら、予算 179 万 8,000 円付いておりまして、今回、改正によって、約 30 本程度、改正で増えた、ということになっておりますので、予算としては 6 万円ぐらいのお金。1 本当たり 2,000 円なので、年間 6 万円ぐらい。この予算の範囲内で収まるのかな、ということを考えてございます。

高橋委員 市が予算確保に困るぐらいの申請があった、と。

事務局 そうですね。保全という形で、そうですね。
本日は指定の件数が非常に多いところ、ご意見いただき誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。委員の皆様のご協力に感謝いたします。次回は、本日いただきましたご意見などを活かさせていただいて、事務局で進め方等ご用意させていただきます。また、日程が決まりましたら、通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。今後とも小金井市の発展にご協力賜りたいと存じます。本日はご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

———了———